

件 名	美濃橋周辺の河川利用者について
受付日	令和7年8月20日
ご意見・ご提案 の概要	近年、バーベキューや川遊びなどのレジャーとして、美濃橋辺りの河川に県内外から多くの人々が来ているが、ゴミをその場に捨てて帰る人が多く、行政や自治会の仕事が増えている。 看板や啓発活動では解決できないので、美濃橋周辺のバーベキューの禁止と河川の入口の閉鎖をしてほしい。 また、河川で商売を行っている人がいるが、河川占用に違反していないのか。
県の考え方	河川は公共用物であり、誰もが自由に利用できる空間ではあるものの、ご意見があった箇所については、不法投棄による河川管理上の影響や、地域からの要望内容を考慮の上、関係機関と協議し、対応を検討しているところです。 本件については、現地の状況を継続して確認し、必要な対策を進めてまいります。 また、河川敷で営業行為を行っていたとしても、それをもって直ちに河川法違反とはなるものではありませんが、排他的・独占的な利用は禁止されていますので、違反行為に対しては適切に対応してまいります。
担当課	県土整備部 河川課